

静岡県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第69号

静岡県財産規則の一部を改正する規則

静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第22号（略）</p> <p>（略）</p> <p>別紙（略）</p> <p>（使用料及び延滞金）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 指定期日までに使用料を支払わないときは、指定期日の翌日から納入の日まで、延滞金として年14.6パーセントの割合（滞納となっている期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額を支払わなければならない。ただし、指定期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））を乗じて計算した金額を支払わなければならない。この場合における年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>	<p>様式第22号（略）</p> <p>（略）</p> <p>別紙（略）</p> <p>（使用料及び延滞金）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 指定期日までに使用料を支払わないときは、指定期日の翌日から納入の日まで、延滞金として年14.6パーセントの割合（滞納となっている期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額を支払わなければならない。ただし、指定期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））を乗じて計算した金額を支払わなければならない。この場合における年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。